

橋本事務所新聞

第76号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

『離婚時の子供の養育について』

□親権者が決まらなければ離婚できない

未成年の子がある夫婦が協議離婚する際には、離婚届に子供一人一人について夫婦のどちらが親権者となるかを記載しなければ受理されません。また、審判や訴訟の場合にはどちらが親権者となるかが決定されます。

□親権者の決め方は

民法では親権者の決め方の定めはありません。子が乳幼児である際の母親の優先性、実際に継続している養育の状況、夫と妻がそれぞれ確保できる養育環境の比較、子の意思及び親権者でない親との面接交渉の可能性

等を総合的に比較考慮します。要は、子の福祉のためには夫婦のどちらが親権者となるのが最善かを冷静に判断して決めれば良いでしょう。

□親権者の決定と子の意向

家庭裁判所における離婚訴訟では、十五歳以上の子についてはその意見を聞かなければならない取扱いとなっています。

□親権者と現実の監護

親権は違った性質の二つの権利義務から成り立っています。

- ①子の監護や教育に関する権利義務（監護権）。子が現実成長してゆくために必要な親権者の権利義務で、子の身上に強い影響力を与えるものです。
- ②子の財産の管理に関する権利

義務（財産管理権）。

離婚の際に親権者が決まれば、親権者が子の監護と財産管理の双方を行うのが通常ですが、親権者と監護権者とを別個に定めることも可能です。

□親権者と子の名字

子の氏は夫婦の離婚によって自動的に変わるものではありません。変更したい場合は家庭裁判所に対して子の氏の変更を求める審判を申し立てます。



『妻が受取人の生命保険は相続財産か？』

Q、受取人を妻と指定された夫の生命保険は、相続の対象になるのでしょうか。また、生命保険を受取った分は、本来相続により取得する価格から差し引かれるのでしょうか？

知ってお得！法律雑学

命保険金につき、その被相続人が支払った保険料もしくは被相続人死亡時に仮に解約したときの解約返戻金の額が、特別受益として持ち戻しを考慮すべき場合があります。

最高裁は、死亡保険金請求権取得のための費用である保険料は被相続人が生前に保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人と他の共同相続人との間に生ずる不公平が、民法九〇三条の趣旨に照らして到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同上の类推適用により、死亡保険金請求権は特別受益に準じて持ち戻しの対象となるが、原則としては、特別受益として扱わなくてよいと判断しました。

A、生命保険金は相続財産ではなく、受取人が保険会社との保険契約という契約の効果により固有の権利として取得するものなので、相続（遺産分割）の対象にはなりません。

ただし、相続人が取得した生

経営コーナー

□今月の一冊□

最近の出版書の中から、私が読んでみて、これだと思う一冊を紹介しています。今月はこの一冊をご紹介します。

『エビデンス主義』 統計数値から常識のウソを 見抜く

和田 秀樹 著
角川SSコミュニケーションズ

無差別殺人が増えている、子供の自殺が増えている、結婚しても子供を作らない女性が多い。これらは、世間では事実であるかのように語られているが、実はウソ。こうした「常識のウソ」を見抜く方法として、著者が勧めるのが、統計数値や実験結果などの「エビデンス」（根拠）



に基く思考法だ。この思考法によって世の中を眺めると、意外な事実が見えてくる。

□医学には、「EBM」（根拠に基づく医療）という考え方がある。これは、今行っている治療が、客観的に良いものであるという根拠を疫学調査や研究結果から求め、それに基き医療を行うおうというものである。

□日本の医療界ではEBMが軽視されている。このため、検査数値を絶対視する「検査数値至上主義」がはびこっている。

□世の中には「ウソ常識」「あやしい常識」が多い。その真偽を見抜くには、統計を一つの「科学的根拠」として用い、判断する「エビデンス・ベースド・シンキング」が有効である。

□ウソ常識を生む主要因として、次の二つがある。

①理屈重視の社会

日本の社会は、必要以上に理屈を重視する。そのため事実より「もっともらしい理屈」すなわちウソ常識が横行する。

②珍しいことを優先的に取り上げるマスコミの姿勢

情報の受け手がこうしたマスコミの傾向を知らず、ニュースとして取り上げられていることはむしろ日常のことと受け止める。その結果ウソ常識が広まる。

□人間の推論には「バイアス」（偏った見方）がかかりやすく、無意識のうちにウソ常識にだまされてしまう。これを避けるには、次の二つのことを肝に銘じる必要がある。

- ①どんなことでも疑ってかかる。
- ②自分が信じていることに反する事実でも、無視せず、その事実に基づいた統計データなどを検討する。

□日本の政治は、雰囲気や世論に迎合する形で政策が決められることが多い。だが、国家の命運を左右するような事項を、エ

ビデンスを無視して決めるのは危険である。等々。

※子供が巻き込まれた事故の過剰な報道から飲酒運転の厳罰化が進み、現実には、しらふでスピード違反をして人をはね殺すより、事故を起こす前に飲酒運転が見つかると罪が重いというアンバランスが起きています。



今月の一言

先日、名古屋で開催された「FPフェア二〇〇九」に二日間参加してきました。「日本経済の展望」と題する有名教授達の講演では、「民主党政権の増税のないこの四年間が、生き残りをかける最後のチャンス、生き延びれば何とかなる」「個人の対策としては、日本の財政破綻時に資産を失わないよう、インフレヘッジをすべきである」等々、暗い内容を明るく話されていました。

行政書士・橋本法務会計事務所 株式会社FPステーション

建設業許可・経営事項審査
産業廃棄物許可・相続手続
各種法人設立 会計記帳
契約書・遺言書・協議書
HACCP・ISO

〒675-1335
兵庫県小野市片山町1332-1
小野工業高校近く
TEL 0794-62-2377
FAX 0794-62-2374

行政書士 CFP
1級ファイナンシャルプランニング技能士
リスクと保険・保険の見直し
相続・事業承継
金融資産運用設計